

うちな一健康経営宣言

第 576 号

 令和
 4
 年
 8
 月
 17
 日
 登録

 令和
 年
 月
 日
 更新

代表者メッセージ

より良い福祉サービスを提供するためには、支援する私たちが心身ともに健康であることが重要です。

職員一人ひとりが存分に力を発揮できるよう、働きやすく安心して長く活躍できる職場として、環境づくり健康づくりに取り組みます。

取組事項

- 1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
- 2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
- 3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置 について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措 置を行う。
- 4. 食生活の改善に取り組む。
- 5. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
- 6. 適正飲酒対策に取り組む。
- 7. 感染症予防に取り組む。
- 8. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
- 9. メンタルヘルス対策に取り組む。

